

令和4年度

山梨県内部統制評価報告書

令和4年度 山梨県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定により、「山梨県内部統制に関する方針」に基づく内部統制体制の整備及び運用状況について、次のとおり評価を実施しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「山梨県内部統制に関する方針」（令和2年3月31日）を策定し、当該方針に基づき、令和2年度から「財務に関する事務」に係る内部統制体制の整備及び運用を行ってきました。

内部統制体制の整備については、「内部統制推進会議設置運営要綱」を定め、各部局次長等で構成する内部統制推進会議を設置し、内部統制に係る知事の意識を共有するとともに、全庁的な取組を推進しました。

また、各部局内に部局次長、所属長で構成する内部統制推進部会を設置し、部局内での情報共有や取組の推進に努めました。

内部統制の運用については、国が示す内部統制に係る評価項目に基づき、全庁的な内部統制の有効性評価を行うとともに、各所属においては、「リスク評価シート」に基づき、業務レベルにおけるリスク内容の識別、当該リスクを防止するための規定の整備、日常業務を通じたリスク対応策の運用状況等を評価しました。

2 評価手続

令和4年度を評価期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドライン「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

具体的には、様式1「全庁的な内部統制評価シート」により、国が示す内部統制に係る評価項目に基づき、全庁共通となる内部統制の有効性を評価しました。

また、各所属においては、「リスク評価シート」に基づき、業務レベルにおけるリスク内容の識別、リスク対応策の策定、実際の運用状況、発生したリスクの内容や改善状況等の評価を行いました。

3 評価結果

財務に関する事務に係る全庁的な内部統制については、規定の不備はなく、有効に運用されていると評価しました。

各所属の業務レベルにおける内部統制についても、概ね有効に整備・運用されたと評価しますが、「4 重大な不備の是正に関する事項」に記載の事案については、重大な不備があるものと評価いたします。

なお、当該不備については、既に再発防止策を講じており、関係所属が連携の下、適正な事務の執行に取り組んでおります。

<各所属の業務レベルにおける内部統制の結果>

リスク対応策数	1,994件
発生したリスク	26件
うち重大な不備	2件

4 重大な不備の是正に関する事項

(1) 交付金の繰越申請手続きを誤り財政的負担が生じた事案

リニア未来創造局において、地方創生推進交付金事務に関し、新型コロナウイルス感染症拡大で中止となり令和2年度から令和3年度へ繰越す予定の事業費について、本来は令和2年度分として交付申請すべきところを令和3年度分で交付申請すれば良いと誤認し、令和2年度の交付申請から除外して計上した結果、当該繰越額の一部が認められない形となり、国からの交付金収入が1,846千円減少し、減少分に対して県の一般財源を充当した事案が発生しました。

本事案については、国交付金を歳入とすることができなかったことによって県の財政的負担が生じたことに加え、国にも影響が生じたほか、県の事務執行に対する県民の信頼を失墜させたこと等の状況に鑑み、重大な不備事案と評価します。

本事案が生じた原因については、担当職員の交付金事務に関する理解の不足があったこと、また、所管課において地方創生推進交付金の他、地方創生拠点整備交付金、地方創生整備推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の複数の交付金事務処理を同時期に短時間で実施する必要があったため、チェックが行き届かなかったことによるものです。

当該事案の是正措置として、交付金対象事業のリストを作成した上で複数人による確認を徹底する体制を構築し、また、複雑な交付金事務の手続きに遺漏がないよう要綱等の理解を十分に深めるとともに、実務上の疑義があれば国の担当者にも確認することとしました。

(2) 県立美術館収蔵品が所在不明となった事案

県立美術館において、令和4年8月に収蔵する美術品1点が窃取されたことを受けて、令和4年度に美術館収蔵品の全てについて確認したところ、油絵（購入当時1,600千円）と銅版画（購入当時の市場価格50千円～80千円）の計2点の美術品の所在が不明となっていること及びデータベース未登録の収蔵品や登録内容に不備があることも判明しました。

本事案については、県の財産の所在が不明となったこと、県民の財産である美術品の財産管理事務に対する県民の信頼を失墜させたこと等の状況に鑑み、重大な不備事案と評価します。

本事案が生じた原因については、収蔵品の台帳管理が徹底されておらず、また、全数の現物調査を定期的実施してこなかったため、所在不明が生じた場合に随時把握できる体制となっていなかったことによるものです。

当該事案の是正措置として、令和4年度に設置した第三者委員会の提言を踏まえ、信頼性の高い収蔵品管理方法の確立に向けて、効率的な収蔵品の管理システムの導入を検討するほか、収蔵品の全数調査を毎年1回実施することとしました。

これらの事案に対して、内部統制推進会議では、本事案を事務処理ミス防止対策研修資料に記載し、職員一人ひとりが事務処理ミスの撲滅を強く意識し、行動するよう、各所属において職場研修を実施しました。

令和4年度に発生した本事案については、上記のとおり再発防止策を講じるとともに、全庁で情報共有し、同様の事案が生じないように、適正な事務の執行に取り組んでいるところであります。

令和5年8月15日 山梨県知事 長崎 幸太郎